

おおさか西

発行所 近畿税理士会西支部 〒550-0021 大阪市西区川口2-7-6 公益社団法人 西納税協会内
発行人 神田 有啓 編集人 松元 早仙



富良野ラベンダー畑（津國 孝二会員）



あけまして
おめでとうございます。



新年のごあいさつ

支 部 長 神 田 有 啓

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、益々ご清福にて新年を迎えたことと心よりお慶び申し上げます。

平素は、支部の会務運営に格別のご理解と温かいご支援を賜り、お蔭様で支部の諸行事が順調に実施できておりますことを衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済は、デフレ脱却と経済再生を目指したアベノミクスも一定の政策効果により一部の大企業では業績の回復を見せたものの、未だ確かな回復基調に入ったとは言えない経済状況の中、消費税の増税や円安による原材料高などの影響を大きく受ける中小企業や個人事業者にとっては未だ非常に厳しい状況下にあります。このような中、消費税の10%への増税は1年半延期され、また法人実効税率の20%台への引き下げを進めるなど、中小企業の活性化や個人消費拡大を基盤とした確かな景気回復の局面を迎えるものです。

昨年は、昭和39年7月に前身である大阪合同税理士会西大阪支部西部会が発足してから節目の50周年を迎えるました。今日の西支部の礎を築かれ、その発展に努められた先輩諸氏の足跡に思いを致し、盛大に記念式典・講演会・祝賀会を開催することができ、立派な記念誌も発刊できました。この西支部の伝統を次の世代にしっかりと引き継いで更なる発展への責任を果たすべく新たな50年に向けての第一歩を標したところです。

また昨年3月には13年ぶりに税理士法が改正され、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観

点から、税理士の業務や資格取得の在り方などについて、電子申告等に係る税理士業務の明確化や租税教育への取組みの推進、公認会計士への税理士資格自動付与の廃止等数多くの重要な見直しが行われました。

この税理士法改正を受け、また改正に盛込まれなかっただ項目について会則等で対応するため、昨年11月に開催された臨時総会で会則、規則の改正が行われました。税理士証票の定期的交換や所属税理士制度の整備、研修受講の義務化、税務支援への従事義務の明確化等重要な改正が行われ本年4月より実施されます。

税理士に対する社会からの信頼をより高めるためには、自らに課せられた職責を自覚し研鑽を重ねて税理士業務を遂行することが要請されています。支部としては、会計・税務の専門家としての意識高揚と業務水準の向上を図るために研修の一層の充実に努めるとともに、研修受講機会の一層の拡大を図ってまいりたいと思います。また、地域社会に密着した税務支援、公益的業務への対応や租税教育への参画等、公共的使命を強く意識した社会貢献活動も推進してまいりたいと考えております。

会員の皆様には、本年も引き続き支部の会務運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、この新しい年が会員の皆様にとりまして一段と飛躍の年となりますようご祈念申し上げ、新年のごあいさつといたします。

● ● ● 目

新年のごあいさつ	神田 有啓	(2)
年頭のごあいさつ	赤坂 俊次	(3)
新春まわり年特集		(4)
会員ひろば		
痛風と健康～痛風と正面から向き合う		
パート2～	相原 進矢	(6)
草野球	青松 孝典	(6)
私の趣味	小川 光彦	(7)
委員会活動報告		(8)
「防災の日」危機管理模擬訓練の実施結果		(8)
支部旅行		(9)
税を考える週間行事		(10)

次 ● ● ●

委員会だより

新入・転入会員オリエンテーション	(12)
研修会	(12)
消費税・青色申告簿記教室	(13)
講師感想	浦野 充敏 (13)
タブレット端末体験支部研修会	(13)
西税務署からのお知らせ	(14)
大阪府・大阪市からのお知らせ	(15)
平成26年秋の叙勲	(16)
新入・転入会員のご紹介	(18)
会員の動き	(19)
写真コーナー	(20)
編集後記	(20)



年頭のごあいさつ

西税務署長 赤坂俊次

新年、明けましておめでとうございます。

近畿税理士会西支部会員の先生方におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお喜び申し上げます。平素は、税務行政全般に亘り深いご理解とご支援を賜り、心より感謝致しております。

旧年を振り返ってみると、着任早々の夏季講演会で多くの先生方の前で話をさせていただくなど、たいへん貴重な機会を頂きました。また、神田支部長をはじめ支部役員先生方とは、毎月の支部懇談会で幅広い意見交換をさせて頂き、秋には、西区民まつりや納税表彰式に、公私共にご多用の中、ご出席を賜るなど常に頭の下がる思いでございます。更に、葉月会の研修会では、若い先生方の平素の疑問にお答えすべく、当署の主要幹部全員で対応させていただきましたが、先生方の鋭いご質問に思わず逡巡する場面もあるなど、日頃の先生方の猛勉強ぶりやご苦労の一端を知ることができて、私共にとっても良い勉強となりました。

お正月が明けますと、繁忙期本番を迎えるが、先生方にはくれぐれもご自愛の程、お祈り申し上げます。

私共としましては、厳しい定員・予算事情の下、国際化・ICT化の進展といった昨今の社会経済

情勢等を十分に踏まえた上で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という変わらぬ使命を果たすべく、事務の簡素・効率化、納税者利便の向上など、限られた人員や予算を最大限活用し、納税者の皆様には親切かつ丁寧な対応を心がけ税務行政に対する理解と信頼を得ることが肝要であると考えております。

ここ数年来取り組んでおりますe-Taxの普及・定着、ダイレクト納付の利用促進につきましては、先生方のご協力のお陰で順調に推移していますが、納税者利便の更なる向上と事務の効率化に資するため、本年も国税庁HPの確定申告書作成コーナーの利用定着など各種施策に取り組んで参ります。

また、新たに導入される社会保障・税番号制度につきましては、情報化社会のインフラとして利便性の向上や行政の効率化に資するよう的確に対応したいと考えております。しかし、こうした取組みには先生方のご理解・ご協力が不可欠であり、今後とも変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、本年が先生方にとりまして飛躍と繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

あけましておめでとうございます

西支部役員一同

支 部 長	神 田 有 啓
副支部長	河 井 俊 幸
"	笠 原 努
"	高 橋 修 司
"	松 元 早 仙
"	鳥 家 誠

副支部長	山 本 仁 昭
"	新 井 和 彦
監 事	長 谷 川 宗 平
"	木 下 正 明
"	三 原 秀 章

新春まわり年特集



①未年生まれの自分なりに

思っている特徴

②新年にあたっての今年の抱負

③新年の過ごし方又は思い出

④好きな言葉(座右の銘など)

昭和18年生まれ

おお ば まん ぞう
大 庭 萬 三



1. 特 徴

羊年は、一見大人しく従順、そして集団行動も協調的な性格のように思います。

2. 今年の抱負

古稀も過ぎた今、健康に一層留意し好きな事にチャレンジしたいと思っています。

3. 新年の過ごし方又は思い出

健康で、生かされていることに感謝しています。正月は、近くの神社と、京都の神社仏閣に初詣。その後は温泉に浸かってのんびりと正月を過ごしたいと思っています。

4. 好きな言葉(座右の銘など)

熟慮断行。明鏡止水等。

もり た くに ひろ
森 田 國 弘



1. 特 徴

大変遅咲きの税理士で、ぼちぼち引退しようかと思っておられる税理士さんもおられる年齢から開業いたしました。

ひとつの企業で48年間勤務しましたので、世間のことはあまりよく分かってなく、業界のこともすべて目新しいことばかりです。

2. 今年の抱負

健康に留意して、多くの研修に参加して、貪欲に知識を増やしたいと思っております。また、企業で在職中に得た知識を税理士業に生かしていければと思っております。

3. 新年の過ごし方又は思い出

昨年（平成26年）の正月のことがすごく印象に残っています。

98歳の父親が、病気で入院していましたが正月は家で過ごさせたいと、病院へ許可をもらい、大みそかに家に連れて帰りました。

すでに症状は悪化しており、鼻のチューブでしか食事はとれない状況でした。

それでも家に帰ったら喜んで、急に元気になり元旦にお屠蘇を酌み交わし、父に注いでやったのですが、形だけと思い少し大目に注いだところ、それをがぶっと飲みほしてしまい、医者からは、口から何も入れてはいけないと言われていましたので、びっくりして、具合悪くならないかと心配しましたが、案に反して元気な顔でケロッとしていたのでほっとしました。酒がすきであった父でしたが病気で飲めなくなり、つい飲んでしまったのかと思った次第でした。それから3か月後に亡くなりましたので、正月に大好きなお酒を味わわせられて親孝行をしたのではないかと、自分を納得させておるところです。

4. 好きな言葉(座右の銘など)

「百尺竿頭、一步を進む」

努力に努力を重ねて高い目標に達しても、更に一步を進めという意味で、努力に限界はないということを表しています。

昭和30年生まれ

すぎ た むね ひき
杉 田 宗 久



1. 特 徴

郷ひろみや明石家さんまと同じ歳の未年生まれ。彼らほどの元気はありませんが、地道にコツコツとやってきたつもりです。羊のように迷

いながらも、先輩や周囲の人たちに導かれ、やっと還暦を迎えます。

2. 今年の抱負

「頑張る」という言葉は、もともとは「我を張って」自分の意見を通すという意味らしいのですが、辛抱して努力するという場面で使われることが多いようです。これからは、両方の意味で、頑張らないで、適当に、気楽に、軽やかに生きていきたいと思います。

3. 新年の過ごし方又は思い出

毎年、大晦日の晩御飯を済ませてから、奈良県桜井市にある三輪大社に詣でることにしています。午前零時ちょうどに拍手を打つようになって、もう早25年になりました。ちなみに毎月初めにも行っているので、今年の正月で年12回×25年=300回目です。

4. 好きな言葉(座右の銘など)

健康、平和、安心、日頃、平素、継続、融和、友好、緊張、緩和、自然、税金。
思いつくまま並べてみました。

昭和53年生まれ

こ にし たか ひろ
小 西 貴 大



1. 特徴

未年生まれだからか、のんびりしていて平和主義で争い事が嫌いです。

2. 今年の抱負

『常に自己研鑽に励む』です。会計・税法の知識だけでなく、幅広く中小企業の経営者の方のお役に立てるよう色々な研修に参加、情報収集を怠らないように心掛けて参ります。

3. 新年の過ごし方又は思い出

松原市にある関西出雲久多見神社で1月1日の0時からのお祀りに参列し、家族の健康を祈念します。とても寒いですが、気持ちが清められ、新しい気持ちで新年を迎えられます。

4. 好きな言葉(座右の銘など)

顧問先の社長が常に仰られる『感謝・賛嘆・激励』です。相手に対する感謝はもちろんのこと、相手を認め褒め称え、常に相手の気持ちを慮り激励する気持ちを忘れないと言う思いが込められた言葉です。

昭和42年生まれ

いち たに てる ひで
市 谷 輝 英



1. 特徴

「大人しい」と言われたり、見られたりしますが、実際はそうでもないと思います。

2. 今年の抱負

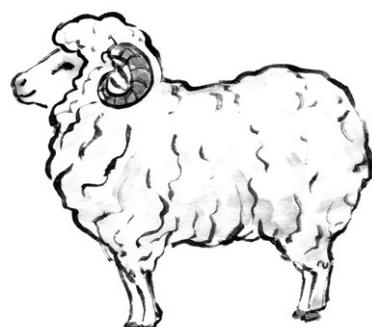
いつもの年より気合を入れて税法の勉強をしようと思います。

3. 新年の過ごし方又は思い出

近所の神社に初詣、おせちを食べて、お酒を飲んで、と昔ながらの、が好きですが紅白は見ません。

4. 好きな言葉(座右の銘など)

独立自尊





痛風と健康

～痛風と正面から向き合う
パート2～

—*—*—*—*—*—
あい はら しん や
相 原 進 矢



この度、「おおかわ」の会報に寄稿させていただくことになりました相原進矢と申します。「おおかわ」への寄稿はこれで2回目となります。皆様当然の如くお忘れになっておられるでしょうが、今回は前回の続きという形で書かせていただきます。

前回は「痛風と健康～痛風と正面から向き合う～」という内容で、初めて痛風発作が起こった時の状況、痛風という病気が起こる仕組み、痛風の一般的な対処法をご紹介しました。今回はその続きという事で、私自身の経過報告をお伝えします。

痛風発作の第1回目は平成22年3月でした。そして「おおかわ」へ1回目の寄稿をさせていただいたのが平成23年7月でした。1回目の寄稿であれだけ痛風について熱く語っていたのだから、痛風発作はその後もう起こっていないだろうと、通常はお思いになられるかもしれません、残念ながらそうではありませんでした。

健闘むなしく第2回目の痛風発作が平成25年4月に起こってしまいました。1回目の寄稿からビールを飲む機会を減らし、晩酌用のお酒はプリン体カットに変えて、水を沢山飲む様にしていたのですが、お酒を飲む事自体がよくなかったのでしょうか、再び痛風発作が起こってしまいました。

アルコールは、それ自体の分解の際に尿酸を産生し、尿中尿酸排泄を阻害する働きもあるため、血清尿酸値が上昇することが多くなるという事実があります。このため、プリン体を含まない焼酎やウイスキーなどの蒸留酒の飲酒でも血清尿酸値が上昇する様なのです。

ビールが痛風の原因である血清尿酸値の上昇を引き起こしやすいことは確かですが、プリン体を含まないアルコールでも過剰に摂取してしまうと結果としてよくありません。

そうすると、結論は「野菜をたくさん食べて、お酒は適度に健康に」という事になります。

私は、第2回目の痛風発作以来、自宅での晩酌を辞めました。晩酌と言うのかどうかはわかりま

せんが、今流行りのノンアルコールビールに変えています。ちなみに、日本国内で販売しているノンアルコールビールは全て飲みました。個人的にはアサヒが一番おいしいです。

皆さんも健康のため、ノンアルコールビールへスイッチされてはいかがでしょうか。

草野球

—*—*—*—*—*—
あお まつ たか のり
青 松 孝 典



皆さまこんにちは。いつもお世話になっております。

2013年の夏ごろから、知り合いの草野球チームに入れてもらって、月に1~2回野球をするようになりました。部活などで野球をしていた訳ではなかったので、試合に勝つための戦力としてではなく、試合を成立させるための頭数としてチームに加入しました。

2013年シーズンは7~8試合に出場したのですが、非常にまずい守備に加えて1本のヒットも打てませんでした。1年もたずに戦力外通告を受けるのではないかと怯えておりましたが、チームの中で転勤される方がいてメンバーが足りない状況が想定されるということもあり、引き続き頭数として必要とされることとなりました。

2014年シーズンは、冬の時期から少しづつ練習にも参加するようになり、体も少し動くようになってきました。私が頭数としての役割を發揮したこともあり、チームは私設リーグのグループを1位で通過し、2次リーグ（以下、「クライマックスシリーズ的な試合」といいます。）に出場しました。このクライマックスシリーズ的な試合に勝てば28チームのチャンピオンを決める日本シリーズ的な試合に出場できる、という今シーズンの大一番。初めての大舞台、どんな手ごわい相手チームなのだろうと、私は想像を膨らませ、かなり緊張した面持ちで野球場に向かいました。

ところが相手ピッチャーはどう見ても私よりひとまわり以上御歳を召されていて、投球練習でもふんわりボールばかり投げていました。私は確信しました。今日は打てる！そして、クライマック

スシリーズ的な試合に勝てる！と・・・。結果は完封負け。うちのチームは相手ピッチャーの緩急をつけたピッチングに、打ち急ぎ続けて内野ゴロの山を築き、7回を2安打しかできませんでした。大一番に負けてしまってとても残念だったのですが、豪速球を投げなくても緩急とコントロールでバッターを打ち取ることができると実感させられました。同時に、私も体が動くうちにピッチャーをしてみたいと思うようになりました。

2015年シーズンも冬の時期から練習すると思うので、思い切ってピッチャーの練習をして、頭数としての戦力から脱却したいと目論んでいます。

私の趣味

— * — * — * — * — * —

お 川 光 彦



小さい頃から、これと言った趣味がなく、趣味を聞かれた時は困ったものだ。

運動音痴なのでスポーツはダメ、読書や映画鑑賞は嫌いではないが好きでもない。

そんな私が二十歳くらいの時に唯一熱中したのがビリヤードだ。ピークの時には、友人とほぼ毎日ビリヤード場に通ったし、週末になると夜中か

ら朝方まで延々と球を撞いたものだ。ただし私も友人も我流でビリヤードを初め、その後も誰かに教わることをしなかったため一切上達はしなかった。勝負をしても、どちらかがファールをしない限りなかなかゲームが進まない始末。今でもまっすぐに撞く自信がないくらいだ。誰かに教わって練習もキツチリしていれば、もっと楽しくなっていたのかもしれないが、当時はそれでも十分に楽しかった。

以来、めっきり行かなくなった最近でも趣味を聞かれた時はビリヤードと答えるようになった。

26年の春頃、顧問先の社長に、「何か趣味あるの？」と聞かれた時、「ビリヤードが好きで、昔よく行きました。」と答えたところ社長が「俺も昔よくやってたので今から行こう。」ということで勝負することに・・・。数年ぶりのビリヤード聞くと社長も数年ぶりのこと。

インターネットで近くのビリヤード場を探すも閉店の多さにビックリ。そう言えば街あまりビリヤードの文字を見かけなくなった気がする。

なんとかお店を見つけだし、いざ勝負・・・。結果は完敗。社長はだいぶお酒に酔っていたのに手も足も出なかった。日を改めてもう一勝負するも結果は同じ。

あの日以来、趣味ビリヤードは封印中だ。何か趣味と言えるものを見つけなくては。子供が生まれてやめてしまった陶芸教室に再び通い始めることにしようか。

『税理士業務処理簿』作っていますか？

税理士法第41条第1項において「税理士・税理士法人は税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に1件ごとに、税務代理・税務書類の作成・税務相談の内容と顛末を記載しなければならない」と定められていることをご存じですか。

本会綱紀監察部や税務当局もこの帳簿作成を

重視しており、支部懇談会等でも度々話題とされています。

この「税理士業務処理簿」の様式は非常に簡易であり、記載内容も少なく作成に時間が取られるようなものではありませんので、必ず作成・備付けをするようにしてください。

「税理士業務処理簿」は
近畿税理士会
ホームページに
掲載されています。

近畿税理士会
<http://www.kinzei.or.jp/>

近税パソコン
IDとパスワードは
お問い合わせください

業務関係
資料室

委 員 会 活 動 報 告

(平成26年8月～平成26年11月)

総 務 委 員 会

- 8. 6 夏季講演会と意見交換会
- 9. 1 危機管理模擬訓練実施
- 9. 3 港支部役員・日本政策金融公庫との意見交換会
- 11. 2 「税を考える週間」西区民まつりに参加
- 11. 18 新入・転入会員オリエンテーション
8月～11月 西税務署玄関前の会員名札版の整備

研 修 委 員 会

- 8. 22 第2回ビデオ研修会
- 9. 18 第3回支部研修会
- 10. 17 第3回ビデオ研修会
- 11. 14 第4回支部研修会
10月～11月 第2回研修図書配付

綱 紀 監 察 委 員 会

- 9. 12 綱紀監察事案の情報提供に係る実態調査の実施
- 11. 6 所在不明確認調査（第3回）に関する実地調査の実施

財 務 委 員 会

- 8. 21 会費未納者の現況報告と対策
8月～11月 支部会費未納者に対し電話等による督促

広 報 委 員 会

- 8. 8 支部会報第86号の校正
- 9. 1 支部会報第86号の発行
- 10. 24 支部会報第87号の紙面構成と原稿依頼
- 11. 28 支部会報第87号の原稿収集と紙面割付
11. 28 支部設立50周年記念誌発行

情 報 化 対 策 委 員 会

- 11. 27 「タブレット端末体験」支部研修会
8月～11月 支部ホームページの更新

税 務 支 援 対 策 委 員 会

- 8. 20 支部税対担当責任者会議
- 8. 26 消費税・青色簿記教室三者打合せ
- 9. 2 本会と支部役員の連絡会議

「防災の日」危機管理模擬訓練の実施結果

去る9月1日の「防災の日」危機管理模擬訓練におきまして会員各位にはご協力ありがとうございました。南海トラフの巨大地震が発生したと想定し、近畿税理士会ホームページで安否確認登録をしていただきました訓練でした。

以下、西支部の集計結果をご報告します。

対象会員数 339名

安否確認数 86名（死者 0名・重症 1名・軽傷 3名・被害なし 82名）

回答率 25%

西支部として本格的に訓練に参加したのは今回が初めてでしたが、以上のような結果でした。

津波被害の想定される岸和田支部は回答率が78%にのぼるなど、危機管理に対する意識の差がありあると感じました。次年度の訓練では、さらなるご協力を願いいたします。

参加者は見た

支部
旅行

富士山周遊

よし すみ てる み
吉 栖 照 美

9月22日から23日の飛び石連休を利用しての1泊2日の支部旅行に参加した。今回は世界遺産に登録された三保の松原から富士山を眺め、石和（イサワ）温泉の露天風呂に入り、絶品のうなぎ＆まぐろをいただくという企画。

まず参加しやすい第一が集合時間だ。朝早くから強行軍で引っ張りまわされる旅行はうんざりだが、新大阪9時40分発の新幹線となるとラッシュの人混みにもみくちゃにされて行く必要もなく、まして私は京都から乗車したのでなお楽チン。

車内では早くも飲み物・突出が配られ、遠足しながらでいくつになっても楽しいことこの上なしとビールでのどの渴きをいやす29人の会員と初めての女性添乗員の総勢30人の旅行がスタートした。

浜松駅で降りて点呼。なんと添乗員は旗とハンドバッグだけを持ち、残った缶ビール等の入った重い箱を鈴木会員が持っている。今までの男性添乗員ではなかったことだ。その上バスに乗って人数を確認するのが吉村厚生委員長で、誰が添乗員かさっぱりわからないと思いながら「うなぎの藤田」で創業明治25年秘伝のたれを使い備長炭で焼き上げたウナギをいただく。

そしていよいよ富士山だが、時期が早かったので澄み切った秋空というわけにいかず、三保の松原の砂浜を歩いて頂上に積雪のない黒い富士山が



ちらっと見えるだけで残念な仕儀と相成った。

参加して良かった第2点目は観光バスだ。そろそろ老眼が進んで細かい字が見えないバスガイドさんだが、説明が至れり尽くせりでしかもよく知っているしユーモアもある。遠州鉄道バス会社で、人懐こい愛想の良い運転手さんもトイレ休憩の度にバスガイドさんと並んで送迎をし、こんなことは初めての経験だが悪い気はしないし、すぐにどのバスか分かるので頗る良いし明るい気分になる。

第3点目は、銘石の宿「かけつ」の宴会開始早々の支部長の挨拶。内容は覚えていないがいつになく短くて簡潔だったのでこれは良い！食事前はいつもこうあって欲しいものだ。食後は外で金錢トラブルに遭わないように宿の中のラウンジでカラオケに行った人、注意を顧みず外の外人バーで楽しい思いをした人、ゆっくり露天風呂に入った人等さまざまだが、翌日は全員無事に揃って勝沼ワイナリーに出発した。

朝からワインを試飲したりお土産に買ったり、次のあさぎりフードパークで事務所へのお土産も買い、最後の昼食に「なすび総本店」で生わさびをまぐろにつけて舌鼓を打った。今回の旅行は全体として食事が良かったし、旅館も部屋がゆったりとして前室・洗面所などの間取りも良く、厚生委員の皆さん企画と工夫に感謝する次第である。



税を考える週間行事

税についての作文

全国納税貯蓄組合連合会及び国税庁が募集した「税についての作文」の中から優秀作品に近畿税理士会西支部長賞を贈呈いたしました。

本年度の受賞作品は次の作品です。

生活を豊かにする税

大阪市立花乃井中学校3年

坂 本 栄 理

私は、税について学習して、税金の見方が変わりました。前までは、税金を払わなければいけない理由が分からなくて、税金なんていらないと思っていた。好きなお菓子を買おうとしたときに、少しだけお金が足りず、そのお菓子を買えなかつたり、父や母から、「昔の自動販売機では100円でかえたのになあ。」ということを聞き、うらやましく思つたり……。「税金のせいで」と、思うことがたくさんありました。

しかし、私は税金のことをちゃんと理解することができていませんでした。今回税について学習して初めて税金が私たちの身の回り、広い範囲で役に立っていることを知りました。警察、消防、学校、公園、道路なども、税金によって提供されています。このことを知ったときは驚きました。もし税金がなく、これらのサービス・施設が提供されていなかつたらと考えると、とてもおそろしいです。どこかで事件が起きても、お金を払わないと警察が動かなかつたり、火事が発生し、消防車が消火してくれてもお金を請求されれば今度は家計が火の車になってしまいます。また、私たちの通っている学校は建設されず、学ぶことができなくなり、道路も信号機もない街では事故が多発します。こんな日本を想像すると本当におそろしいです。税金があるおかげで安全に暮らしているということに感謝しようと思いました。

今年の4月、消費税が5パーセントから8パーセントになりました。私も家族も友達も知り合いの人もテレビも、その時期は消費税のことばかりを話していました。周りの人が言うことは、やっぱり増税には反対の、不服の意見でした。私ももちろん反対で、「8パーセントなんてありえない」と思っていました。なぜそんなに必要なのか疑問に思い、使い道について調べてみることにしました。

消費税増税8パーセントによる消費税増収分は8兆1,000億円になるそうです。私たちの普段払う消費税が日本全国合わせるとこんなに大きな額になることに、びっくりしました。そしてその使い道はというと、年金や医療などの社会保障の安定化と充実のようです。今の年金の制度では、受け取る額よりも支払う額のほうが多く、満足しているのは一割のみだそうです。だから、もっと充実した老後を過ごしたり、もっとたくさんの病気が治る世の中にするために、不満ばかり言わず、貢献していかないといけないと思いました。

今回税金のことについて学んで、税金は私たちの生活を豊かで安全にするものだということ、税金はやっぱりちょっと払うのは嫌だけど、いつか私たちに返ってきて私たちを幸せにしてくれるものだということを知りました。そして「税金のせいで」ではなく、「税金のおかげで」と、思えるようになりました。これからも、税金への感謝の思いを忘れないようにしたいです。

税の使い方と今後について

大阪市立西高等学校 2年

澤 村 梨 奈

最近、消費税が5パーセントから8パーセントに上がりました。それにより、国民はかなり負担が大きくなりましたが、増税しないといけない理由があるのであれば仕方ないと思っています。

しかし、最近のニュースで話題になった議員については、おかしい点がいくつかあると思います。使用についてもそうですが、弁論の会見においての発言は、意味のある内容とは感じられませんでした。国民が納めている税金が、いつ、どのように使用されたのか、これを提示することはとても重要なことであるにもかかわらず、簡単な内容を示し提出したことから、この作業がいかに重要なものであるかを理解していないのではないかと思いました。一人でもこのような人物がいたとわかると、他の議員も税金の使い方を誤っているのではないかという疑問や不安が生まれてきます。民に選ばれた者はその民のために尽くすべきです。それは、税金の使い方一つでも変わらないことだと私は考えます。この件について、今後は税金の使用に関する強化を行っていかなければならないのではないかでしょうか。税金を権力者の意思で無

駄使いしようと思わせないような対策を考えるべきです。

次に、オリンピック開催に向けて色々な整備や建物が建てられることについてです。オリンピック開催については私個人としてもとても嬉しいのですが、整備や建設に使われる費用の中に税金がたくさん使われています。オリンピックを見るために海外からたくさんの人が日本に来ると考えられるため、その人達をおもてなしするために色々なことをするのだと思います。しかし、日本は以前大きな地震が起り、復旧もまだまだ完璧とは言えません。仮設住宅で暮らしている人もまだいるでしょう。そういった、被害にあった国民のために税金がつかわれるべきだと思います。オリンピック開催において、震災にあった人々の心は躍るかもしれません、生活的には苦しいままです。おもてなしの精神よりも、今は思いやりの精神が大事なのではないかと思います。

最後に、増えてばかりの消費税が今後減るのかという疑問についてです。

一度増税すれば減税することがないというイメージが強いのですが、この先も増税され続けると

困るのは、国民です。いくら税金を国のために使用していると言っても、消費税というのは一番わかりやすい形で支払わなければならないので増税の数字と共に国民の不満も大きくなるのです。

今まで減税するところを見たことがないのですが、国は消費税を減らすことを考えないので、とても疑問に思いました。

國民から税を取るのであれば正しい使い方で胸を張って國民のために使ったと言えるようにし、減税のことも考えてほしいと思いました。

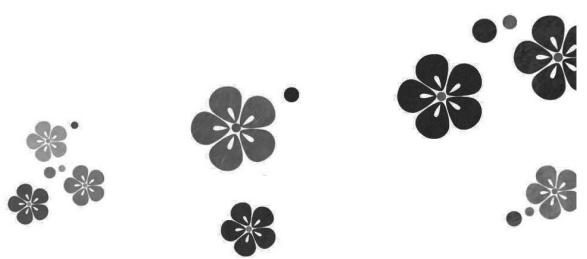
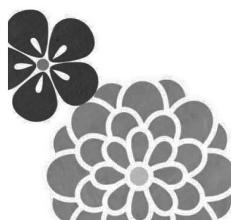


西区民まつりに参加

平成26年11月2日（日）土佐公園において西区民まつりが開催され、「税を考える週間」行事の一環として支部からも毎年参加しています。本年は神田支部長他支部役員3名が参加いたしました。

会場には税務コーナーが設けられ、e-Taxの普及拡大への広報活動としてのパンフレットの配布、広く税について知っていただくための税金クイズ等の活動が行われました。

また、近畿税理士会西支部長賞受賞作品を含む、小中学生の税に関する作文や習字、標語等も展示され市民の皆様でにぎわっていました。





委員会だより



新入・転入会員オリエンテーション

11月18日「にし家」において新入・転入会員オリエンテーションを開催しました。神田支部長の歓迎の挨拶で始まり、副支部長からは各担当委員会活動の紹介や本会・支部の重点施策等の説明がされました。特に電子申告推進や36時間の研修受講達成が税理士会会員としての責務であることが説明され、綱紀事案として最近特に注目される「税理士業務処理簿」の作成についての説明がされました。続いて千葉阪奈税協理事から大阪奈良税理士協同組合の活動や加入のご案内があり、又、若手会員を正会員とする「葉月会」の活動について小川副会長から紹介されました。

引き続き開催された懇親会では日本料理を堪能しながら、大いに懇親を深めていただきました。参加された新入転入会員の先生方がこれを機会に支部行事にご参加いただけるよう期待いたしております。

なお、支部ではこの新入・転入会員オリエンテーションを原則年2回開催し、新入転入会員先生には必ずご参加いただくこととしております。今回やむなくご参加いただけなかった先生方にも次回以降の新入・転入会員オリエンテーションにご参加いただきます。

参加人数	新入転入会員	9人
	西支部役員	13人
	合計	22人



第3回 支部研修会

平成26年9月18日（木）午後1時30分よりホテルモントレグラスミア大阪において、平成26年度第3回支部研修会を港支部との共催により開催

しました。

講師に税理士の得田政臣先生をお迎えし「中小企業の海外進出時の現地国との税務トラブル、平成26年度税制改正でこう変わる国内源泉所得」と題してご講演頂きました。

中小企業が海外進出する際の税務トラブルや近隣アジア各国の税務当局の姿勢や課税方法等の実例の紹介によって各種留意事項についてわかりやすく講義をしていただき大変有意義で内容のある講演でした。

得田先生の今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。

参加人数	西支部	62人	港支部	24人
			合計	86人

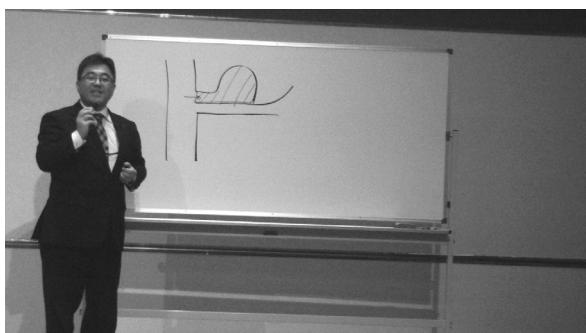
第3回 近畿税理士会西支部・港支部 合同研修会



第4回 支部研修会

平成26年11月14日（金）午後1時30分よりホテル大阪ベイタワーにおいて、平成26年度第4回支部研修会を港支部との共催により開催しました。

第1部に(株)日本不動産情報センター大阪支店の営業部課長 堀義典様をお迎えし「税理士業務に役立つ不動産の知識」、第2部に(株)住友銀行プライベートアドバイザリー部グループ長工藤謙治様をお迎えし「事業承継における金融機関の活用方



法」と題してご講演頂きました。

とても実務に直結した内容で、気づき・アイデアに富んだ興味深い内容でした。今後の税理士業務に役立てたいと思います。

参加人数 西支部 56人 港支部 28人
合計 84人



消費税・青色申告簿記教室

公益社団法人西納税協会において、浦野充敏会員を講師として、消費税・青色申告簿記教室を開講しました。

受講者 22人

講師感想

うら の みつ とし
浦 野 充 敏

公益社団法人西納税協会による消費税・青色申告簿記講義の講師を務めさせていただいた浦野です。

今年で3年目となりましたが、前年に引き続き公益社団法人西納税協会の皆様ご協力ありがとうございました。

今年は、例年と違い昼間の講義だけということもあり、去年に比べ受講者も多く、かなり緊張しました。

今年で3年目の最終年という事もあり、自分としては集大成として、受講生の方に満足して頂ける授業をしたいと考えてはいたのですが、やはり簿記の未経験者の方と経験者の方のどちらにも満足して頂けるのは難しいのかと悩んでいました。

昨年までは、テキストを全部網羅していたのですが、初学者の方はほとんど理解できていなかつた様な気がしていましたので、今回は、初学者でご自身で申告される方に理解して頂く為、仕訳と

帳簿に比重をおいてみました。

経験者の方には申し訳ないのですが、未経験者の方に向けての講義になってしまったのかもしれません。「借方」「貸方」から始まり、仕訳の方法、帳簿への転記、決算書の作成までを重点的に説明させていただきました。

ただ、毎年消費税の申告書の記載まで講義させて頂くのですが、1回の講義で、消費税の仕組みと消費税の申告書の作成を講義するのは、やはり皆さん理解するのに苦労されており、今回は消費税については、軽く概要だけお話しする予定でした。しかし、テキスト最後まで講義したい!と思い、消費税の申告書までお話ししました。当然、授業も延長し、皆様にご迷惑をおかけしました。少し、後悔しましたが、自分ではそれなりに満足のできた講義だと思っております。

こういう機会を与えて頂きありがとうございました。

タブレット端末体験 支部研修会

平成26年11月27日（木）午後1時30分より近畿税理士会館2階会議室において、「業務効率アップ！タブレット端末体験」支部研修会を開催しました。

講師に近畿税理士会情報化対策部副部長橋本良弘先生を迎え、「タブレット端末の種類と選び方」の説明から始まり、「実務での活用法」では実際にインターネットからダウンロードしたアプリを使い、仕事での活用のイメージを持ち易い内容で進めていただきました。

初めてタブレット端末に触れられる先生方も多数いらっしゃいましたが、研修後は「是非事務所での導入を考えたい」といった感想も聞かれ、概ね興味深くご参加いただけたようです。

参加人数 19人



西税務署からのお知らせ

【e-Taxについてのお願い】

○e-Taxによる法定調書合計表等の送信について

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出については、e-Taxで早めに（提出期限は、平成27年2月2日（月））ご提出いただきますようお願いします。

また、大量の法定調書を作成する場合におきましては、光ディスク等（CD、DVD、MO、FD）による提出をお勧めします。

○e-Taxによる確定申告書の早期送信について

関与先の納税者の確定申告書（所得税及び復興特別所得税・消費税）を提出される方は、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いします。関与先の法人等の従業員の方に対しまして、「e-Tax」や国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用による早期提出について周知方をお願いします。

○添付書類の提出省略について

所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

なお、一部提出していただく必要のある書類もございますので、詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。

○確定申告のお知らせについて

平成25年分の申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）の確定申告をe-Taxで行った場合、平成27年1月下旬に、申告用紙の送付に代えて、はがき、封書又はメッセージボックスへメールにて、申告に必要な予定納税額等の情報が通知されます。

○贈与税のe-Taxについて

平成24年分の贈与税申告から、e-Taxをご利用いただけることとなりました。

贈与税の申告書を提出される関与先がございましたら、e-Taxによる代理送信でお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

○予定納税額、中間申告税額の連絡方法について

平成25年分の申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）の確定申告をe-Taxで行った場合、申告用紙は送付されませんが、予定納税額、中間申告税額は、平成27年1月下旬頃に申告者のメッセージボックスに連絡が入る予定です。

○納税証明書のオンライン請求について

納税証明をe-Taxで請求し、税務署窓口又は郵送で受け取れます。手数料も安価（400円→370円）で待ち時間もなく、特に窓口交付分は電子証明書の添付が不要となっております。

○ダイレクト納付について

ネットバンキングの契約が不要であり、簡単な操作で、届出をした預貯金口座から納付することができる便利な電子納税です。ぜひ利用勧奨をお願いします。

【総務課からのお願い】

○確定申告書の税務署への送付について

税務上の申告書や申請書・届出書は「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」（第一種郵便物）又は「信書便物」として送付する必要があります。

宅急便、ゆうパック、ゆうメール、ポスパケットなど荷物扱いで送付することはできません。（申告書控えの返信用としても利用できません。）

【管理運営部門からのお願い】

○振替納税の利用勧奨について

平成26年分確定申告の納期限と振替日は下記のとおりです。申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人）の振替納税の普及拡大にご協力をお願いします。

平成26年分確定申告分の振替日等一覧

区分	納期限	振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
消費税及び地方消費税(個人)	3月31日(火)	4月23日(木)

【個人課税部門からのお願い】

○「国外財産調査」の提出について

平成26年12月31日において、合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合は、平成27年3月16日(月)までに、財産の種類、数量及び価額などを記載した「国外財産調査」の提出をお願いします。

○記帳義務・記録保存義務の拡大について

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も含みます。）の記帳と帳簿等の保存が必要となっていますのでよろしくお願いします。

○「消費税課税事業者届出書」の提出について

平成26年分において、消費税の課税事業者となる方で「消費税課税事業者届出書」が未提出の場合は、速やかに提出いただきますようお願いします。

○消費税還付申告書について

消費税の還付申告書には、「消費税の還付申告に関する明細書」の添付が義務化されていますのでよろしくお願いします。

【資産課税部門からのお願い】

○「譲渡所得の内訳書(計算明細書)」の提出について

土地、建物等の譲渡で損失が生じているため、確定申告書の提出をされない場合につきましても、「譲渡所得の内訳書(計算明細書)」の提出をしていただきますようお願いします。

○上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けるためには、譲渡損失が生じた年分について、一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年分において、連続して確定申告書（「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の繰越用）」などの添付）を提出する必要がありますので、よろしくお願いします。

○相続税及び贈与税の税制改正について

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されました。

【法人課税部門からのお願い】

○「源泉所得税額表」等の改正について

所得税の税率について、課税所得4,000万超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」等が改正されました。この改正は平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

○通勤手当の非課税限度額の引上げについて

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く）について適用されます。

大阪府からのお知らせ

法人事業税・府民税の申告は電子申告で！



*詳しくは

【大阪府での対象手続】

《電子申告》

- ・法人事業税、法人事業税及び地方法人特別税の申告

《電子申請・届出》

- ・法人設立／設置届出書／異動届
- ・申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書
- ・申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書

eLTAXのホームページ
eLTAXのヘルプデスク

<http://www.eltax.jp/>
0570-081459

事業主の皆さん 個人住民税は特別徴収で納めましょう！

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していく制度です。

大阪府と府内の市町村は連携して特別徴収の推進に取り組んでいます。

お問合せ先：具体的な手続きに関するお問合せは、従業員の方がお住まいの市町村の個人住民税担当課までお問合せください。

はじめよう！個人事業税の口座振替

個人事業税は、大阪府内に事務所や事業所を設けて、物品販売業や製造業など課税対象事業を営んでいる個人の方が納める税金です。

個人事業税の口座振替をご利用ください。

口座振替依頼書等関係書類は、府税事務所に備えているほか、大阪府ホームページからもダウンロードできます。

*詳しくは

大阪府ホームページ「府税あらかると」<http://www.pref.osaka.jp/zei/alacarte/>
又は府税事務所へお問合せください。

大阪市弁天町市税事務所からのお知らせ

償却資産の申告

会社や個人で工場や商店などを経営し、その事業のために用いられる償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて、申告していただくことになっています。

申告期限 毎年1月31日(ただし、1月31日が土曜・日曜にあたる場合は、その翌開庁日)

申告先 財政局船場法人市税事務所 固定資産税（償却資産）担当
※平成26年6月2日固定資産税（償却資産）担当を船場法人市税事務所に統合しました。
統合に伴い申告書の提出先が変更になりました。

償却資産の対象となる資産を種類別に例示しますと…

資産の種類	具 体 例
①構築物	受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事、内部造作など
②機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置など
③船舶	ボート、はしけ、貨客船、漁船、工作船、水中翼船など
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両および運搬具	大形特種自動車、客車、貨車など (注)自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車などは、償却資産として課税対象には含まれませんので、ご注意ください。
⑥工具・器具および備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具・観賞用・興行用の生物など

《問い合わせ先》 財政局船場法人市税事務所 固定資産税（償却資産）担当
 住所 〒541-8551 中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館 2階北側
 電話番号 06-4705-2941
 ※問い合わせ可能日、可能時間（平日9:00～17:30（金曜日は9:00～19:00））



黄綬褒章 石橋正紀 会員 おめでとうございます

秋の褒章に際し黄綬褒章を拝受しましたところ、日本税理士連合会、近畿税理士会、近畿税理士会西支部、大阪・奈良税理士協同組合、また多くの税理士の先生方からご祝意をいただき厚く御礼申し上げます。11月13日に褒章の記、褒章の伝達を受け、皇居に参内して天皇陛下に拝謁の栄誉を賜りましたので、そのご報告をさせていただきます。

【伝達式】

受章日は11月3日ですが、実際の褒章の記、褒章の伝達は関係官庁ごとに後日行われ、私の場合は先に書いたように11月13日に金融庁関係の他の受章者20名と一緒に皇居と国会議事堂を見下ろす霞ヶ関ビルでの伝達式に臨みました。伝達式は夫婦同伴ということで、奥様方は全員和装で、緊張と華やかさがありました。褒章の記、褒章は麻生金融担当大臣から受けることとなっていましたが、国会の審議の関係で伝達は赤澤副大臣からとなり、麻生大臣は記念撮影だけの参加で撮影後、オーストラリアのブリスベン会議に出発されました。

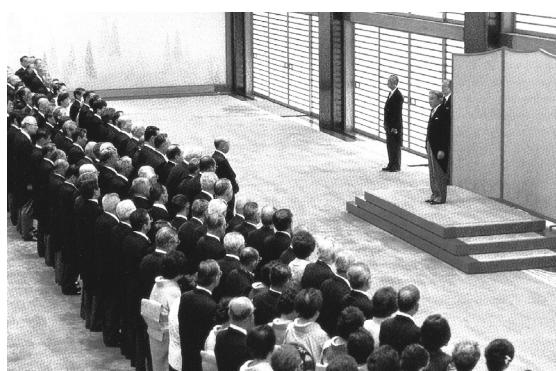
伝達式の終了後、昼食の弁当が出され、赤澤副大臣と向かい合わせの席になりましたが、趣味や地元の話題等の資料を事前に提出していたのでそれを見ておられ、「石橋さんはブタを飼っておられるのですね。」という話題を提供されました。さすが政治家はそつがないと感心しました。(以前「おおさか西」の写真コーナーに投稿したことがあります。)

【天皇陛下拝謁】

昼食後、バスで皇居へ向かいました。拝謁は宮中晩さん会が行われる「豊明殿」で、金融庁

関係の他、最高裁判所関係、法務省関係の方々、配偶者も含め総勢500名くらいが入室し、受章者が縦に5列、その後ろに7~8メートル間隔を空けて配偶者が並びました。係の方から立ち位置や、お言葉を賜る時や会場を回られる時の頭の下げ方等細かい指示を受けた後、侍従長に先導された陛下が入場されました。「この度の受章おめでとう。これからも体に気を付け社会のために尽くしてください」という内容のお言葉のあと、全員によく見えるように受章者と配偶者との間をゆっくりと目で挨拶されながら会場を回られました。テレビなどで見るよりもはるかにお元気そうでお若く、独特のオーラを感じました。

式が終了し金融庁へ戻るころには暗くなつており、一生の思い出に残る1日が終了しました。このような栄に浴することができましたのも諸先輩を始め、多くの方々のご指導ご鞭撻の賜であり、また、長い間支えてくれた家内にも感謝している次第です。



(拝謁式)

保険・福祉共済制度・あっせん事業 の利用に一層のご協力を!

大阪・奈良税理士協同組合は……

「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための共同事業を行い、経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的としています。(定款第1条)

スケールメリットを生かした事業を行い、その収益を組合員の皆様へ還元しています。

やがて
大きな実を
結びます。

保険事業

<全国税理士共栄会>

- ◆VIP大型総合保障制度
- 経営者大型保険
- 経営者保険総合プラン
- 経営者スーパープラン
- 所得補償保険+医療保険
- ◆全税共年金

<近畿税理士企業共済会>

- ◆総合事業保障プラン
- Lタイプ無配当歳満期定期保険
- Rタイプ無配当年満期定期保険
- Tタイプ無配当就業障害保険
- Jタイプ無配当重大疾病保障保険
- Mタイプ無配当総合医療保険
- 無配当遞増定期保険
- 無配当遞減定期保険

阪奈積立年金

税理士及びその従業員(家族従業員を含む)が加入できる拠出型企業年金保険です。

- ◆月 払 い…1口5千円で2口以上
- ◆一時払い…月払いに加えて1口
10万円で500口まで
- ◆加 入 月…2月1日・4月1日
6月1日・8月1日
10月1日・12月1日
の年6回
- ◆年金開始時期は自由設定
- ◆一時金の受取り可能

あっせん事業

税理士業務関連/不動産業務関連
税理士マーク入りクレジットカード
ロ ー ン 関 連 / ゴ ル フ 関 連
カ ー ライフ 関 連 / 紳 士 ・ 婦 人 服
人 材 派 遣 関 連 / 生 活 関 連
P E T ガ ン 檢 診 / 事 務 用 品 等

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)又は会社等の役員の方の退職金制度です。

- ◆掛金は全額所得控除の対象
- ◆60歳以上の経営者の方も加入が可能

中小企業倒産防止共済制度

(経営セーフティ共済)

取引先が倒産した場合の連鎖倒産や経営難を防止するための共済制度です。

- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
- ◆掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)の貸付が可能

中小企業退職金共済制度

中小企業の従業員に対する退職金制度です。

- ◆掛金は損金(必要経費)算入が可能
- ◆転職の場合や過去勤務期間の通算が可能



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4(近畿税理士会館11F)

TEL(06)6941-6888/FAX(06)6947-2800

URL : <http://www.hanna-zeikyo.jp>

新入・転入会員です、よろしくお願ひします。



氏名 小川 義智

生年月日 昭和50年3月29日
出身地 大阪府
血液型 A型
事務所 西区西本町1-9-14
コーリング本町3階
TEL 06-6531-0230

経歴 立命館大学文学部卒業
趣味 読書
条言 繼続は力なり
若輩の身のいまだ至らぬ点が、多々あると存じますが、よろしくお願ひ申し上げます。



氏名 犬飼 久美

出身地 大阪府
事務所 西区靱本町3-5-24-1502
TEL 06-4400-4595
経歴 立命館大学大学院博士課程後期課程在籍中

趣味 料理、手芸、着物、読書
条言 日々研鑽
阿倍野支部から転入して参りました。
新天地、西区においても日々研鑽を信条に誠実に業務を就めていく所存でございます。
先生方におかれましてはよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



氏名 池添 大介

生年月日 昭和52年10月12日
出身地 兵庫県
血液型 O型
事務所 西区南堀江2-13-30
サンイーストビル
TEL 06-6536-6511

経歴 神戸支部より転入
趣味 釣り、映画鑑賞
条言 初志貫徹
今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひします。



氏名 小路 和博

生年月日 昭和37年7月30日
出身地 大阪府
血液型 B型
事務所 西区立売堀4-6-20
AWAZAビル305
TEL 06-6535-5835

経歴 昭和62年3月 関西大学商学部卒業
平成 6年8月 大手監査法人を退職し独立開業 現在に至る
趣味 家族サービス
条言 ゆっくりと焦らずに
東支部から転入致しました。
何かとご迷惑をお掛け致しますがよろしくお願ひ致します。



氏名 石井 邦佳

生年月日 昭和55年3月15日
出身地 大阪府
血液型 A型
事務所 西区南堀江4-18-18
TEL 06-6531-7491

趣味 サッカー、フットサル
条言 あきらめない事
言 まだまだ若輩者ですが、よろしくお願ひ致します。



【新春講演会と意見交換会のご案内】

日付	平成27年1月7日(水)
場所	ホテルモントレグラスミア大阪
会費	3,000円

《新春講演会》

時間 午後5時～5時40分
講師 西税務署 十時孝志 副署長
演題 「未定」

《意見交換会》

時間 午後6時～8時

会員の動き

平成26年7月23日～平成26年11月30日

◎新入、転入しました。よろしくお願いします。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
26.07.23	127366	小川 義智	入会	西区西本町1-9-14 コーリング本町3階	6531-0230	6531-0280	
26.07.27	102397	犬飼 久美	転入	西区鞠本町3-5-24 ブラームス鞠公園1502号室	4400-4595	—	阿倍野より
26.08.20	127721	松本 武志	入会	西区江戸堀1-2-11 大同生命南館11階	6446-5965	6446-5897	
26.09.04	121348	池添 大介	転入	西区南堀江2-13-30 サンイーストビル	6536-6511	6536-6512	神戸より
26.09.20	101922	小路 和博	転入	西区立売堀4-6-20 阿波座ビル305	6535-5835	050-3488-4832	東より
26.09.24	128215	石井 邦佳	入会	西区南堀江4-18-18 石井基行税理士事務所	6531-7491	6532-7895	
26.09.24	128222	川嶋 良典	入会	西区鞠本町1-9-23 (財)大阪布帛会館 島田和信税理士事務所	6446-0601	6446-1588	
26.09.25	123046	加藤 通	転入	西区江戸堀1-23-13 肥後橋ビル3号館601号	6447-6011	6447-6012	東淀川より
26.11.06	122656	塙田 雅人	転入	西区江戸堀1-24-15-603室	6147-5906	6147-5907	灘より
26.11.18	128622	野田 忠明	入会	西区江戸堀1-9-1 アクタス税理士法人 大阪事務所	6449-8682	6449-8683	

◎転出、退会しました。お世話になりました。

入会日	登録番号	氏 名	区分	事務所所在地	電話番号	FAX番号	備考
26.08.12	96376	松井 年志子	転出	大阪市北区東天満2-9-1 若杉センタービル本館11階	6809-7456		北へ
26.08.22	86390	藤岡 巧	転出	大阪市中央区谷町6-4-8-207号			南へ
26.08.26	91902	南野 浩司	転出	神戸市中央区三宮町2-5-1 三宮ハートビル703号	078-393-2780		神戸へ
26.08.27	124877	中口 信勝	転出	大阪市城東区森之宮2-2-20-809号	090-7870-2038		城東へ
26.09.01	126669	西田 裕子	転出	大阪市北区南森町1-4-19 サウスホレストビル4階 税理士法人大オズ	6311-6000		北へ
26.09.25	124345	日浦 博之	転出	茨木市大手11-19 ジュネス大手1階 税理士法人えびす会計	072-626-2180		茨木へ
26.10.03	79919	元井 省子	転出	大阪市浪速区幸町1-3-19 昭和綜合管理ビル6階	6536-8451		浪速へ
26.10.28	115830	松本 直樹	転出	神戸市東灘区向洋町中6-9 神戸ファッションマート4N-07-2	078-855-7193		芦屋へ
26.11.05	104979	高田 美和	転出	大阪市中央区谷町2-3-8 ピジョン・ビル3階	6232-8488		東へ

11月30日現在 会員数 338名 法人会員数 25件

葉月会のご案内

葉月会は近畿税理士会西支部に所属する45歳以下の税理士で構成される任意団体で、主に会員の資質向上のための研修と相互親睦活動を行っています。45歳を超えて、他支部へ

転出しても準会員として参加いただけます。

さらに、認定研修の認定団体となりましたので、葉月会の行う研修は原則として研修規則に係る認定研修となります。



◆ 書面添付(法33条の2)の励行と「電子申告・納税等開始届出書」の早期提出を!

編集後記

新年明けましておめでとうございます。

昨年は消費税増税が4月に、そして今年10月には再増税かと思いきや再増税延期など大変話題の多い年でした。今年こそ大阪経済の復活で、中小零細企業に活気が生まれる年になりますように。

「おおさか西」は会員交流の場です、投稿をお待ちしています。

先生方のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げます。

(小林幸一)